

身体拘束適正化のための指針

一般社団法人なないろ

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人なないろ（以下「法人」とする）が実施する障害福祉サービスに係る、身体拘束適正化をするための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が障害福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする身体拘束)

第2条 この規程において、「身体拘束」とは、法人職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がり妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

(利用者に対する身体拘束適正化)

第3条 法人職員は利用者に対し不適切な身体拘束をしてはならない。

(不適切な身体拘束の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの不適切な身体拘束の通報があるときは、身体拘束の指針に基づき、対応しなければならない。

- 2 法人職員は、不適切な身体拘束を発見した際は、身体拘束適正化の担当者に通報しなければならない。

第2章 身体拘束適正化の対応体制

(身体拘束適正化の対応責任者)

第5条 本規程による身体拘束適正化の責任主体を明確にするため、法人に身体拘束適正化責任者を設置する。

- 2 身体拘束適正化責任者は、管理者があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 身体拘束適正化責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 身体拘束適正化内容及び原因、解決策の検討

- (2) 身体拘束適正化のための当事者等との話し合い
- (3) 不適切な身体拘束原因の改善状況の当事者（保護者も含む）への報告
- (4) 支給決定区市町村への報告

（身体拘束適正化担当者）

第7条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、法人に虐待防止担当者を設置する。

- 2 身体拘束適正化担当者は身体拘束適正化責任者が若干名を任命する。
- 3 法人職員は、身体拘束適正化担当者の不在時等に第2条に定める不適切な身体拘束の通報があった場合には、身体拘束適正化担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により不適切な身体拘束の通報を受けた職員は、遅滞なく身体拘束適正化担当者に別に定める「【報告】身体拘束適正」によりその内容を連絡しなければならない。

（身体拘束適正化担当者の職務）

第8条 身体拘束適正化担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの不適切な身体拘束通報受付
- (2) 職員からの不適切な身体拘束通報受付
- (3) 不適切な身体拘束内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 不適切な身体拘束内容の身体拘束適正化対応責任者への報告
- (5) 不適切な身体拘束改善状況の身体拘束適正化対応責任者への報告

第3章 不適切な身体拘束へ防止及び解決

（不適切な身体拘束へ防止の周知）

第10条 身体拘束適正化対応責任者は、運営規定・重要事項説明書の掲載等により、本規程に基づく身体拘束適正化対応について周知を図らなければならない。

（虐待通報の受付）

- 第11条 不適切な身体拘束の通報は、別に定める「【報告】身体拘束適正」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。
- 2 身体拘束適正化担当者は、利用者からの不適切な身体拘束通報の受付に際して、次の事項を別に定める「【報告】身体拘束適正」に記録し、その内容を不適切な身体拘束通報者に確認する。
 - (1) 不適切な身体拘束の内容
 - (2) 不適切な身体拘束通報者の要望

（虐待の報告・確認）

第12条 身体拘束適正化担当者は、受け付けた虐待の内容を身体拘束適正化対応責任者に報告する。

- 2 投書等匿名による不適切な身体拘束通報があった場合にも必要な対応を10日以内に

行う。

- 3 利用者への不適切な身体拘束が認められた場合は、支給決定をした区市町村窓口へ通報する。

（不適切な身体拘束解決に向けた協議）

- 第13条 身体拘束適正化対応責任者は、不適切な身体拘束通報の内容を解決するため、不適切な身体拘束通報者との話し合いを実施する。ただし、不適切な身体拘束通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として不適切な身体拘束通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3 身体拘束適正化対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「【報告】身体拘束適正」により記録する。

（不適切な身体拘束解決に向けた記録・結果報告）

- 第14条 身体拘束適正化対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2 身体拘束適正化対応責任者は、不適切な身体拘束通報者に改善を約束した事項について、不適切な身体拘束通報者に対して別に定める「【報告】身体拘束適正」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 身体拘束適正化対応責任者は、不適切な身体拘束通報者が満足する解決が図られなかった場合には、区市町村の苦情相談窓口を紹介するものとする。

（不適切な身体拘束防止のための職員等研修）

- 第15条 身体拘束適正化対応責任者は、不適切な身体拘束防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。
- 2 研修は障がい者に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとする。
- 3 身体拘束適正化対応責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

（虐待防止委員会の設置）

- 第16条 身体拘束適正化対応責任者は、施設内における不適切な身体拘束防止を図るため、身体拘束適正化委員会を設置しなければならない。
- 2 身体拘束適正化委員会は、定期的又は不適切な身体拘束発生の都度開催しなければならない。
- 3 身体拘束適正化委員会の委員長は、身体拘束適正化対応責任者とする。委員は必要のある員数とする。
- 4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- 5 身体拘束適正化委員は、日頃より身体拘束適正化の啓発に努めなければならない。

（権利擁護のための成年後見制度）

- 第18条 身体拘束適正化対応責任者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその保護者等に啓発する。

附則

本指針は、令和４年４月１日より施行する。